

# 令和5年度第2回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和5年5月12日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和5年度第2回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和5年5月12日(金) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和5年5月12日(金) 午後2時15分

4. 出席農業委員(10名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
8番	蛭名修二	10番	蛭沢清子
11番	沼尾京子	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一	15番	久保田正一

5. 欠席農業委員(4名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
9番	甲地俊隆	12番	蛭名勲

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
----	-------	-----	-------

## 8. 会議に付した案件

- 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第10号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

6番 小野寺 正 八                      7番 甲 地 武 彦

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 竹 内 恒 幸      事務局主査 荒 木 浩 美

## 11. 書 記

事務局副参事 乙 供 信 博

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、5月1日に招集通知しました第2回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、10名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、9番 甲地 俊隆 委員、12番 蛭名 勲 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告2件、議案3件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、7番 甲地 武彦委員を、指名いたします。  
なお、書記には、乙供副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議長 日程第3 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。  
事務局より、朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第5号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。  
なお、現地確認は、5月2日、農業委員1名甲地 武彦 委員及び農地利用最適化推進委員1名藤井 久 推進委員と事務局職員2名により、遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否か確認しています。  
2ページをお開きください。  
受付番号2番から5番、4件について説明いたします。  
(受付番号2番から5番、4件朗読説明省略) 以上、4件です。

議長 ただいま、事務局より報告第5号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第5号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第4 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、議題とします。  
事務局より、朗読及び説明を願います。

事務局長 3ページをお開きください。  
報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。  
報告資料は4、5ページとなります。  
(受付番号10番から13番、4件朗読説明省略)以上、4件です。

議長 ただいま、事務局より報告第6号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第6号は、原案のとおり報告済といたします。

議長 日程第5 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお願いします。  
議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり  
(1)所有権移転3件の許可申請書の提出があったので、審議を  
求めるものです。  
7ページをお開きください。所有権移転3件について説明いたします。  
(受付番号3番から5番、3件議案朗読説明省略)以上、3件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 日程第6 議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。  
議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので(2)賃貸借権の設定1件について現地調査が行われております。  
9ページをお開きください。  
賃貸借権の設定申請箇所的位置等の資料は、10ページから12ページのとおりです。  
(受付番号1番、議案朗読説明省略)以上、1件であります。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われていますので、7番 甲地 武彦 委員より現地調査の報告をお願いします。

7番甲地武彦委員 議案第9号の現地調査の報告をいたします。  
(説明朗読省略)以上、報告いたします。

議長 ご苦労様でした。  
ただいま、7番 甲地 武彦 委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第7 議案第10号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より、議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長

13ページをお開きください。

議案第10号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。

14ページをお開きください。

農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。

15ページをお開きください。

これらの記載内容は、公益社団法人あおもり農業支援センターによる農地中間管理機構の事業となります。

最初に農業経営基盤強化促進法による利用権の設定各筆明細書の(1)貸貸借、受付番号6番から8番、3件について説明いたします。

(受付番号6から8番、3件議案朗読説明省略)以上、3件であります。

次に、16から31ページをお開きください。

(2)使用貸借、受付番号3番から40番、38件について説明いたします。

(受付番号3から40番、38件議案朗読説明省略)以上、38件であります。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

10番 蛭沢清子委員

資料28ページ農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、使用貸借の受付番号32番、利用権を設定する方と受ける方が同一人物なのは何故でしょうか？

事務局長

はい、中間管理機構の事業で、対象の農地が土地改良区の基盤整備地区に設定された担い手に集約されると交付金の対象となりますが、対象農地所有者と基盤整備地区に設定された担い手が同一人物のため、資料の表記となっております。

10番 蛭沢清子委員

はい、分かりました。

議長

そのほか、ご異議ありませんか。



(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第10号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第2回東北町農業委員会総会を、閉会いたします。

——— 閉会 午後2時15分 ———